

(写)

28下総第199号
平成28年10月26日

福島市下水道等事業運営審議会
会長 初澤 敏生 様

福島市長 小林 香

下水道等事業（下水道及び農業集落排水事業）の
使用料のあり方について（諮問）

福島市下水道等事業運営審議会条例第2条の規定に基づき、本市の「下水道等事業の使用料のあり方について」、貴審議会に諮問いたします。

諮 問 の 理 由

下水道等事業は、生活環境の改善、浸水の防除、公共用水域の水質保全など大きな役割を果たしており、本市においては、昭和３８年に公共下水道事業整備を開始して以来、流域関連公共下水道や農業集落排水事業などにより、普及拡大を図ってまいりました。

その結果、本市の平成２７年度末下水道及び農業集落排水施設の下水道等普及率は６５．９％となり、合併処理浄化槽をあわせた汚水処理人口普及率は８５．２％と、着実に進展してきました。

しかし、いまだ汚水処理施設を使用できない市民が４万人を超えており、これからも普及拡大を計画的に推進していく必要がある一方、施設の老朽化や耐震化も課題となっています。

さらに、人口減少・少子高齢化の進行や、節水に対する意識の向上・機器の普及などにより、使用料等の大幅な増収が見込めないなど、下水道等事業を取り巻く状況は厳しさを増しています。

こうした中、本市下水道等事業においては、本年４月に地方公営企業法の一部（財務規定）を適用し、企業会計を導入いたしました。

これにより、事業の透明性を向上させ、継続的に経営健全化に取り組むとともに、効率的な運営と適正な財源の確保により、将来にわたり下水道等事業を持続的・安定的に運営していく必要があります。

つきましては、次期使用料の算定期間である平成３１年度以降の「下水道等事業の使用料のあり方について」、貴審議会へ諮問いたします。